

船舶事故等調査報告書

平成27年10月22日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2015仙第37号
事故等種類	運航不能（絡網）
発生日時	平成27年6月15日 04時30分ごろ
発生場所	青森県八戸市北北東方沖 鮫角灯台から真方位015°13.2海里付近 （概位 北緯40°45.14′ 東経141°39.15′）
事故等調査の経過	平成27年6月22日、本インシデントの調査を担当する主管調査官（仙台事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	漁船 第六十八 ^{そうほう} 惣寶丸、160トン
船舶番号、船舶所有者等	133356、株式会社福島漁業
乗組員等に関する情報	船長、四級海技士（航海） 漁労長、操縦免許なし
死傷者等	なし
損傷	なし
事故等の経過	本船は、船長及び漁労長ほか13人が乗り組み、八戸市北北東方沖において、底びき網漁の揚網作業中、乗組員が、平成27年6月15日04時30分ごろ漁具のワイヤ（直径約20mm）に負荷が掛かったことに気付いた。 乗組員は、船尾付近を確認したところ、推進器に漁具のワイヤ及び漁網が絡まっているのを認め、操舵室の漁労長に状況を伝え、漁労長が主機を停止した。 本船は、自力での航行を断念し、僚船によって八戸港にえい航された。
気象・海象	気象：天気 霧、風 なし、視界 不良 海象：波高 約0.2m
その他の事項	本船は、本インシデント当時、プロペラ翼のピッチ角を0°とし、対地速力約0.5～1.0ノットで前進しており、揚網作業を開始した直後であった。
分析	
乗組員等の関与	不明
船体・機関等の関与	なし
気象・海象等の関与	不明
判明した事項の解析	本船は、八戸市北北東方沖において、底びき網漁の揚網作業中、推進器に漁具のワイヤ及び漁網を巻き込んだことから、機関の運転ができなくなり、運航不能となったものと考えられる。

	<p>本船は、漁具が船底の推進器付近に入り込んで絡網したものと考えられるが、漁具が推進器付近に入り込んだ状況を明らかにすることはできなかった。</p>
原因	<p>本インシデントは、本船が、八戸市北北東方沖において、底びき網漁の揚網作業中、推進器に漁具のワイヤ及び漁網を巻き込んだため、機関の運転ができなくなったことにより発生したものと考えられる。</p>
参考	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none">・ 操業中に主機を使用して推進器を回転する場合は、推進器の付近に漁網などの漁具が近づかないよう、注意すること。